

武蔵野市図書館運営委員会報告書

武蔵野市図書館運営委員会

平成 16 年 2 月

武蔵野市教育委員会
教育長 川 邊 重 彦 殿

「武蔵野市図書館運営委員会」は、平成 14 年 5 月 13 日に教育長の委嘱を受けて発足しました。以降 8 回の会議及び、14 回開催した選書部会で、およそ 2 年間にわたり討議を重ねて来ました。その成果としての報告書をまとめましたので提出します。

平成 16 年 2 月 18 日

武蔵野市図書館運営委員会

委員長	小池 滋
副委員長	山崎三省
委員	河北祐子
委員	斉藤 洋
委員	佐治俊彦
委員	浜 俊子
委員	藤井佐和子
委員	藤原正彦
委員	宮部博史
委員	山本ふみこ

武蔵野市図書館運営委員会選書部会

部会長	佐治俊彦
委員	浜 俊子
委員	藤井佐和子
委員	宮部博史
委員	山崎三省
委員	森川敦子
委員	丸本真澄

目 次

1	はじめに	1
2	武蔵野市図書館運営委員会の意見により実施したこと	1
3	個別テーマ	
	第1テーマ 「同一本の複数購入について」	2
	第2テーマ 「蔵書構成について」	2
	第3テーマ 「本の盗難への対応」	3
	第4テーマ 「利用者の安全にどのように配慮するか」	5
4	選書部会報告について	6
5	アンケートの実施について	7
6	資料	

1 はじめに

現在、武蔵野市立図書館は、蔵書数 55 万冊を超え、年間貸出冊数も 128 万 3 千冊(どちらも共に視聴覚資料を除く)となっている。また、近年、情報化社会の進展に伴い、利用者の図書館に対する要望も多様化、高度化の一途をたどっている。こうした中で、武蔵野市図書館運営委員会は、平成 14 年 5 月に武蔵野市立図書館の運営に関して、地域から広く意見を求め、武蔵野市らしい、特色ある図書館づくりを行うため学識経験者と市民公募の委員から構成される 10 名で設置された。本委員会の課題は(1)図書館サービスに関すること、(2)図書館主催事業に関すること、(3)施設、閲覧環境等に関すること、及び(4)その他図書館の充実に関すること、であった。本委員会では主に(1)、(3)、及び(4)について討議を重ねた。また、図書館資料の収集方針、蔵書構成に関すること、及びその他選書に関することについては、委員会の中に選書部会を設置し、協議を行ってきた。

2 武蔵野市図書館運営委員会の意見により実施したこと

最終報告の前に、運営委員会の意見により具体的に実施したこと 2 点を報告する。

一点目は、図書館利用者アンケートの実施である。運営委員会の意見に基づき、図書館は平成 15 年 3 月に利用者アンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めた。アンケートの集計結果は、「図書館だより 54」にて広報し、併せて各館郷土資料コーナーで閲覧できるようにした。また、本報告書資料として調査結果の一部を載せている。

本委員会は、図書館がこのアンケート結果を活用し、武蔵野市立図書館利用者から求められるサービスを提供していくことを希望する。

二点目は、新着図書の貸出方法を一部変更したことである。これまで図書館では、新着本の貸出について毎週 1 人 5 冊までという制限で貸出を行っていたが、特定の利用者に貸出が限定されるという恐れがあり、他の利用者との公平性を確保するために、これを 2 冊に縮小することを提案し、平成 15 年 1 月以降変更された。

3 個別テーマ

第1テーマ 「同一本の複数購入について」

現在武蔵野市の図書館では、「予約件数が所蔵冊数の5倍を超えた時点で1冊を追加購入する」という原則を立て、実施している。本委員会では当面この原則を支持するものとする。

委員会では、同一本に予約が集中した場合、必ず複数揃え、多くの市民の要望に応えるような便宜を図るのが図書館の使命と考えるべきなのか、あるいは、同一本を無制限に多くの部数、購入することは慎むべきかということが論点となった。

現在、武蔵野市の図書館では貸出予約件数が所蔵冊数の5倍を超えた書籍について複本を購入するという原則を立て実施している。これは1冊あたりの予約待ちが6人になった場合、貸出期間が2週間であるので、3ヵ月間待たないと、希望する本の貸出が受けられないことによる。また、過去の利用状況について「五体不満足」はリクエストに従って37冊購入し、1冊あたり42回の貸出があったという事例があり、ほとんどの本が複数年にわたって読まれている。

著作権等の問題が含まれているので、今後変更を余儀なくされる可能性も否定できないが、本委員会では当面この原則を支持するものとする。

第2テーマ 「蔵書構成について」

特色のある蔵書構成については、検討を続けるべき課題である。

現在武蔵野市立中央図書館には、3階に「市民文庫」のコーナーがあり、市内在住者の著作について、寄贈を受けたものを「市民文庫」として別置している。このような特色のある蔵書をどのようにそろえるかについて、例えば武蔵野市在住又は、かつて武蔵野市在住の芸術家、作家などの作品を揃えるのも一つの方向性であるが、熟慮すべき問題が多数含まれており、検討を続けるべき課題である。

第3テーマ 「本の盗難への対応」

早急に電子機械による盗難防止設備の導入を検討すべきである。

武蔵野市の図書館では資料の現状を把握し、適正に管理するため年1回、図書の特
別整理を行っている。その際に2年続けて蔵書点検時に行方不明となったものを除籍して
いるが、平成14年度の除籍数は図書合計で8,913冊、全蔵書数の1.5%である。

この「不明」資料のほとんどは、無断持ち出し（盗難）に遭ったものと推測される。

図書館側も盗難防止装置 BDS*（ブック・ディテクション・システム）や IC チップ*
の導入を検討してきたが、BDS における作業増、人件費増の問題、IC チップにおけ
るコスト、導入実績不足の問題等が挙げられる。

このことについて、中央図書館の開館時（平成7年4月）に、盗難防止装置を導入す
べきかの議論があったが、当時は、現在のように来館者が1日2000人以上に上るこ
とも、不明本がこれほど多くなることも想定していなかった。

BDS の導入については、公立図書館として、利用者に対して開かれた図書館であるべ
きという原則を考慮し、さらに当時から BDS の誤作動の可能性も指摘されており、貸出
禁止の貴重図書がある中央図書館3階参考資料室を除いては、全面的な導入は選択しな
かった。

しかし、中央図書館が開館してから8年を経過し、図書館を取り巻く社会状況が大き
く変化している。例えば、経済環境がデフレ不況となり、無料で利用できる図書館への
来館者数が増えたことなどである。

本委員会ではこの問題は緊急に対処すべき問題であると判断し、早急に電子機械によ
る盗難防止設備の導入を検討するよう提言する。

盗難対策は最優先で行うべき重要問題である。「小さな犯罪が無いところは、大きな
犯罪も無い」と言われており、武蔵野市全体の治安のことも考えると、万引きを見過ご
すような状況を放置すべきではない。

さらに、システムが入るまでの間の暫定的な処置も行う必要がある。

*BDS(ブック・ディテクション・システム)

図書やAV資料の不正持ち出しをチェックするシステム。磁気テープを貼った資料などをそのまま館外へ持ち出そうとすると、ゲートのセンサーが検知し、ブザーやランプで警告する。通常は、貸出手続きの際に磁気テープの信号を消去することで、ゲートをそのまま通過することができる。欠点としてはバーコードの他に別に磁気テープを使っての処理が必要となり、貸出処理を行う館員は、バーコード処理と、磁気テープから磁性を消去する二重の操作を余儀なくされる。

*IC チップ方式

図書名や内容が登録された非接触型 IC チップを貼り付けた書籍と、利用者カード、および携帯端末を使用し、図書の貸出・返却、蔵書点検、無断持ち出し防止の業務を自動化し、図書館業務の効率化はもとより、利用者の利便性向上につながる IT 図書館システムを実現する可能性があると期待されるシステム。

この方式の長所は、正確な動作が保障された場合、書籍の貸出・返却処理では複数冊を同時に読み取ることができるため、スピーディーな処理が可能で、利用者の待ち時間が減少する。蔵書点検のスピードも上がるものと見込まれるため、館内整理日の考え方を変えるきっかけになり、利用者へのサービスに寄与できる可能性がある。BDS と違い、貸出処理の時点で無断持ち出しができないように自動的にコンピュータ・プログラム処理を行うため、館員の操作は一回の処理ですむ等。

現時点での欠点はコストが高いことと検知能力への不安が指摘されていることだが、このコスト問題は数年で急激に下がることが見込まれるため、導入の時期は慎重に判断する必要がある。

第4テーマ 「利用者の安全にどのように配慮するか」

制服を着用した警備員を常時各フロアに配置すべきである。

武蔵野市立図書館では利用者の安全を図るために、中央と吉祥寺の2館については夕方から夜間にかけて、腕章を付けた巡回員を1名ずつ配置している。

一般的に図書館は、従来、危険のない守られた場所との認識があったが、治安状況の悪化した現在、利用者の安全を図るさらなる施策を検討する必要がある。

現在、図書館では、利用者が他の利用者から迷惑行為を受けたとの申告があった場合には、職員が対応することになっている。また、現在の腕章着用の巡回員については、抑止力という点では制服・制帽の警備員ほどの効果は期待できない。静かに本を読んでいる人にとっては制服の警備員の巡回に不安を感じることもあるのではないかという意見もあったが、やはり、制服を着ている人を配置して初めて、館内の離れた場所からも確認ができ、迷惑行為の抑止ができると考えられる。

館内では、さまざまなケースのマナー違反に起因する苦情が多いのが現状である。ただ職員、嘱託員、非常勤職員の殆どが女性であり、マナーの悪い来館者に対する抑止力は限られる。

以上の理由から、迷惑行為者への抑止力を確保することが必要であり、制服を着用した警備員を常時図書館各フロアに置くことを提言したい。

4 選書部会報告について

選書部会は武蔵野市図書館運営委員会の下部組織として平成 14 年 6 月 18 日に発足、同部会設置要綱に基づいて資料収集方針、蔵書構成その他図書館の選書一般の改善に関することを目的に計 14 回の討議を行い、平成 16 年 1 月 28 日別添の選書部会報告を運営委員会に提出した。この間、平成 15 年 5 月 14 日の運営委員会は、部会メンバーの 1 名増員を決め、山崎三省委員が追加選任された。山崎委員は同年 6 月 24 日の第 10 回選書部会から討議に参加した。

討議の結果、選書部会としては以下の提言を行うことで一致した。なお、部会の討議対象は設置要綱によって図書館資料の選択・収集に限定されており、図書館としてのそれ以外の市民サービス全般には及んでいないことを付言する。

〔提言〕

- ・ 武蔵野市立図書館の新刊購入、蔵書構成については、現状において特別に大きな問題点はみられない。利用者に対するアンケート調査（後述）の結果を見ても「一般書の種類・冊数」に関しては「満足」「まあ満足」とするものが、「不満」「やや不満」との回答を遥かに上回っている。アンケート調査には限界があるとしても、大づかみな傾向はここにかがうことができる。
図書館利用者の満足度については継続して検証する必要があるが、満足度を維持、向上させるためには、ニーズをできるだけ的確に把握してこれに対応するよう日常的に敏感でなければならない。
- ・ 利用者のニーズを把握する手段の一つとして、アンケート調査が有効と思われる（運営委員会に提案し、平成 15 年 3 月実施された）。
- ・ 選書部会の討議を通じて、選書の仕組みに一部あいまいさが認められたので、図書館側に仕組みの見直しを要請する。仕組みが不確かであれば図書館蔵書の水準に影響を及ぼすと考えられるからである（図書館から平成 15 年 3 月 13 日に「選

書方の改善点について」と題する報告が提出された)。

- ・ いわゆるベストセラー図書には貸出の希望が多い。図書館では「貸出予約件数が所蔵冊数の5倍を超えた時点で1冊を追加購入する」との複本購入の内部基準を作っているが、選書部会としては当面この方針に賛同する。
- ・ 選書部会は図書及び郷土資料に限って討議対象としてきたが、利用者からの要望が多い新聞・雑誌及び視聴覚資料についても討議対象に加えることが望ましい。
- ・ 武蔵野市立図書館の現在の電算システムでは、「歴史」、「技術」、「産業」、「芸術」といった大まかな分類でしか所蔵・貸出冊数等の統計をとることができない。今後は、利用の動向等を正確に分析し検討するために、より詳細に統計をとることが可能な電算システムの構築をすることが望ましい。

5 図書館利用者アンケートの実施について

本委員会の意見に基づき、図書館は平成15年3月に利用者アンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めた。アンケートの集計結果は、資料にあるとおり報告された。

本委員会は、図書館がこのアンケート結果を活用し、武蔵野市立図書館に求められるサービスを提供していくことを提言したい。

武蔵野市図書館運営委員会会議経過

	期 日	議 題
第1回	平成14年5月13日	委員長の互選 今後の運営について その他
第2回	平成14年9月2日	前回会議要録の確認 武蔵野市立図書館の運営にかかわる諸問題について 選書部会より報告
第3回	平成14年11月25日	武蔵野市立図書館の運営について その他
第4回	平成15年2月19日	武蔵野市立図書館の運営について ・図書館利用実態調査(アンケート)案の検討 ・選書部会中間まとめについて その他
第5回	平成15年5月21日	武蔵野市図書館運営委員会選書部会設置要綱の一部改正について 武蔵野市図書館運営委員会選書部会委員の選任について 武蔵野市立図書館の運営について ・図書館利用実態調査(アンケート)の結果について その他
第6回	平成15年9月3日	武蔵野市立図書館の運営について ・図書館利用実態調査(アンケート)の結果について その他
第7回	平成15年11月26日	武蔵野市立図書館の運営について ・図書館運営委員会報告書(案)について その他
第8回	平成16年2月18日	図書館運営委員会報告書(案)について その他

場 所 中央図書館 4階会議室

武蔵野市図書館運営委員会選書部会会議経過

	期 日	議 題
第 1 回	平成 14 年 6 月 18 日	武蔵野市図書館の選書の現状について 今後の運営について その他
第 2 回	平成 14 年 7 月 16 日	武蔵野市図書館の選書について その他
第 3 回	平成 14 年 8 月 27 日	武蔵野市図書館の選書について その他
第 4 回	平成 14 年 9 月 25 日	武蔵野市図書館の選書について その他
第 5 回	平成 14 年 10 月 30 日	武蔵野市図書館の選書について その他
第 6 回	平成 14 年 12 月 5 日	武蔵野市図書館の選書について その他
第 7 回	平成 15 年 1 月 15 日	武蔵野市図書館の選書について その他
第 8 回	平成 15 年 3 月 19 日	武蔵野市図書館の選書について その他
第 9 回	平成 15 年 4 月 16 日	武蔵野市図書館の選書について その他
第 10 回	平成 15 年 6 月 24 日	武蔵野市図書館の選書について その他
第 11 回	平成 15 年 7 月 15 日	武蔵野市図書館の選書について その他
第 12 回	平成 15 年 10 月 7 日	武蔵野市図書館の選書について その他
第 13 回	平成 15 年 11 月 4 日	武蔵野市図書館の選書について その他
第 14 回	平成 16 年 1 月 28 日	選書部会報告について その他

場 所 中央図書館 4階会議室

武蔵野市図書館運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立図書館の運営に関して、地域から広く意見を求め、武蔵野市らしい特色ある図書館づくりを行うため、武蔵野市図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 図書館サービスに関すること。
 - (2) 図書館主催事業に関すること。
 - (3) 施設、閲覧環境等に関すること。
 - (4) その他図書館の充実に関すること。
- 2 委員会に選書部会を設置し、所管事項について協議する。
- 3 選書部会の設置については、別に教育長が定める。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 公募による市民 3人以内

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育部図書館が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

武蔵野市図書館運営委員会選書部会設置要綱

(設置)

第1条 市民の多様な知的欲求に的確に応えるため、武蔵野市図書館運営委員会設置要綱（平成14年4月1日施行）第2条第2項の規定に基づき、選書部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 資料収集方針、蔵書構成等に関すること。
- (2) 武蔵野市立図書館として収集すべき資料の推薦に関すること。
- (3) リクエスト資料購入の是非に関すること。
- (4) その他図書館資料の選書に関すること。

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 武蔵野市図書館運営委員会委員 5人以内
- (2) 図書館職員 2人以内

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は会務を総括し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 部会の庶務は、教育部図書館が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年5月21日より施行する